京都市告示第４８号

京都市伝統産業振興館条例第１２条の規定に基づき，平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日まで京都市伝統産業振興館の管理を次のとおり委託します。

平成１６年４月１日

京都市長　桝本　頼兼

受託者の名称	所　在　地	受 託 す る 事 務 の 範 囲
京都伝統産業青年会	京都市下京区四条通西洞院東入郭巨山町１１番地	１　条例第４条に規定する使用許可に関すること。 ２　振興館の設置目的に従った利用に供すること。 ３　振興館の施設，設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。 ４　前各号に掲げるもののほか，振興館の管理等に関し，市長が必要と認める事項。

（産業観光局商工部伝統産業課）